

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした、同年○月○日以降雇用保険における失業等給付の支給を停止する処分（以下「本件処分」という。）を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしていたところ、安定所長は、平成○年○月○日、公共職業安定所において、同月○日付け雇用保険における失業等給付の支給停止の取消通知書を請求人に手交し、本件処分を取り消した。しかしながら、請求人は審査請求を維持したため、審査官は、平成○年○月○日付けをもってこれを却下したところ、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。
- 2 雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第69条第1項においては、第9条の規定による確認、失業等給付に関する処分又は第10条の4第1項若しくは第2項の規定による処分（以下「原処分」という。）に不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができるとされている。当該規定の趣旨は、当審査会の原処分の当否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する雇用保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、雇用保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った審査請求は不適法なものであるとしてこれを却下しているので、この点について以下検討する。
- 3 本件についてみると、請求人の求める審査請求の趣旨は、安定所長によって既に

取り消されて存在しなくなった本件処分の取消しを求めることになるから、当該審査請求は救済されるべき法的利益を欠き、不適法なものであってその欠陥が補正することができないことは明らかであることから、これを却下した審査官の決定は妥当なものである。

- 4 以上のとおりであるから、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるため、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。